

昭和四十一年六月二十二日 参議院會議録第三十三号 議長の報告

九二六

昭和四十年度特別会計予備費使用総調書(その1) 昭和四十年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書(その1) 同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 労働省設置法の一部を改正する法律 港湾運送事業法の一部を改正する法律 商法の一部を改正する法律 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律 同日国会において承諾することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2) 昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その2) 昭和三十八年度特別会計予算総則第十三条に基づく使用総調書 昭和三十八年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書(その2) 昭和三十八年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書 昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書 昭和三十九年度特別会計予備費使用総調書 昭和三十九年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書 昭和三十九年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書 昭和三十九年度特別会計予算総則第十六条に基づく使用総調書 昭和四十年度一般会計予備費使用総調書(その2)	1) 昭和四十年度特別会計予備費使用総調書(その1) 昭和四十年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書(その1) 同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。 昭和三十九年度一般会計国庫債務負担行為総調書 同日内閣から、左記の者の地方制度調査会委員としての任期が昨年九月二十日満了となったので、後任者の推薦を願いたい旨の要求書を受領した。	商工委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 法務委員 亀田 得治君 大矢 正君 同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 瓜生 清君 片山 武夫君 産業公害対策特別委員 中沢伊登子君 高田 恒雄君 物価等対策特別委員 高山 恒雄君 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	液化石油ガスの需給の安定及び取引の適正化に関する法律案(栗山礼行君外一名提出) 日本労働者住宅協会法案(井原岸高君外三十名提出) 建設委員会に付託 同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。 刑法の一部を改正する法律案 同日委員長から左の報告書が提出された。 国立劇場法案可決報告書 去る十日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 小山邦太郎君 黒柳 明君 向井 長年君 豊田 雅孝君 片山 武夫君 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日本院は、参議院議員羽生三七君が蚕糸業振興審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。 同日本院は、衆議院議員角屋堅次郎君、同丹羽兵助君、同根本龍太郎君、参議院議員白井勇君、同仲原善一君及び同渡辺勘吉君が米価審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。	参議院議員 古池 信三 西郷吉之助 塩見 俊二 鍋島 直紹 占部 秀男 林 虎雄 二宮 文造 同日本院は、参議院議員羽生三七君が蚕糸業振興審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。	執行官法案 法務委員会に付託 小型船舶造船業法案 運輸委員会に付託 土地収用法の一部を改正する法律施行法案 建設委員会に付託 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案 石炭対策特別委員会に付託 同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。 土地収用法の一部を改正する法律案 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。	災害対策特別委員 米田 正文君 浅井 亨君 片山 武夫君 温水 三郎君 向井 長年君 同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を社会労働委員会に付託した。 雇用対策法案 同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を社会労働委員会に付託した。 最低賃金法案(横路節雄君外十五名提出) 家内労働法案(横路節雄君外十五名提出) 去る十一日内閣総理大臣から議長宛、去る九日付

をもって外務省欧亜局長事務代理高島益郎君及び農林省蚕糸局長事務代理池田俊也君はそれぞれ事務代理を免ぜられたので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

去る十三日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

羽生 三七君

同

林 虎雄君

同

吉田忠三郎君

石炭対策特別委員

中沢伊登子君

物価等対策特別委員

温水 三郎君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

瀬谷 英行君

同

森 勝治君

同

伊藤 颯道君

石炭対策特別委員

片山 武夫君

物価等対策特別委員

豊田 雅孝君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省アジア局長小川平四郎君の第五十一回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、去る十日付をもって通商産業大臣官房会計課長佐々木孝君は同官房付に、また去る十一日付をもって通商産業省通商局長事務代理原田明君は同事務代理を免ぜられたので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

外務省アジア局長事務代理 吉良 秀通君

外務省欧亜局長 北原 秀雄君

農林省蚕糸局長 丸山 文雄君

通商産業大臣官房会計課長 矢島 嗣郎君

通商産業省通商局長 山崎 隆造君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省欧亜局長北原秀雄君及び農林省蚕糸局長丸山文雄君（前掲議長承認）を第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十四日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

浅井 亨君

科学技術振興対策特別委員

片山 武夫君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

宮崎 正義君

科学技術振興対策特別委員

中沢伊登子君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

沖繩に対する財政措置その他の援助に関する臨時措置法案（多賀谷眞稔君外二十三名提出）

大蔵委員会に付託

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（大原亨君外四十名提出）

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案（山田坦目君外四十名提出）

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省アジア局長事務代理吉良秀通君外二名（去る十三日議長承認のうち外務省欧亜局長北原秀雄君及び農林省蚕糸局長丸山文雄君を除く）を第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

草葉 隆圓君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

大谷藤之助君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

園田 清充君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

土屋 義彦君

去る十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

小野 明君

文教委員

中上川アキ君

同

近藤 鶴代君

同

山下 春江君

同

野溝 勝君

同

瀬谷 英行君

同

鶴岡 哲夫君

同

農林水産委員

同

矢山 有作君

同

宮崎 正雄君

同

小柳 勇君

同

木村 睦男君

同

中村 順造君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員

野溝 勝君

文教委員

宮崎 正雄君

同

木村 睦男君

同（国会法第四十二条第三項）

任田 新治君

同 小柳 勇君

同 中村 順造君

同 矢山 有作君

農林水産委員 鶴岡 哲夫君

同 中上川アキ君

同 小野 明君

運輸委員 近藤 鶴代君

同 瀬谷 英行君

去る十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

山高しげり君

法務委員

市川 房枝君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

市川 房枝君

法務委員

山高しげり君

去る十八日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による昭和四十年第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

一昨二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

亀田 得治君

文教委員

任田 新治君

同

宮崎 正雄君

同

木村 睦男君

同

矢山 有作君

同

小柳 勇君

同

中村 順造君

同

鶴岡 哲夫君

農林水産委員

中上川アキ君

同

小野 明君

運輸委員

近藤 鶴代君

同

瀬谷 英行君

同

市川 房枝君

同

山高しげり君

同

市川 房枝君

同

山高しげり君

同

市川 房枝君

同

山高しげり君

同

市川 房枝君

予算委員 中尾 辰義君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 鶴岡 智夫君

文教委員 山下 春江君
(国会法第四十二条第三項の規定によるもの)

同 中上川アキ君

同 近藤 鶴代君

同 小野 明君

同 瀬谷 英行君

同 龜田 得治君

農林水産委員 矢山 有作君

同 宮崎 正雄君

同 小柳 勇君

運輸委員 木村 陸男君

同 中村 順造君

同 小平 芳平君

予算委員

同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵省国際金融局長鈴木秀雄君の第五十一回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、去る十七日付をもって外務省アジア局長事務代理吉良秀通君及び同経済局長事務代理鶴見清彦君はそれぞれ同事務代理を免ぜられたので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

外務省アジア局長 小川平四郎君
外務省経済局長 加藤 匡夫君
大蔵省国際金融局長事務代理 村井 七郎君
同日内閣総理大臣から議長宛、外務省アジア局長

小川平四郎君外二名(前掲議長承認)を第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 鬼木 勝利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同 宮崎 正義君

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

日本勤労者住宅協会法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

野菜生産出荷安定法案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方公営企業法の一部を改正する法律案

雇用対策法案

社会労働委員会に付託

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案

農林水産委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)

内閣委員会に付託

都道府県合併特例法案

地方行政委員会に付託

臨時医療保険審議会法案

社会労働委員会に付託

内航海運業法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

勸業基金法案(網島正興君外四十名提出)

○副議長(河野謙三君) これより今日の會議を開きます。

日程第一、国立劇場法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長二木謙吾君。

審査報告書

国立劇場法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月九日

文教委員長 二木 謙吾

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、主として伝統芸能の保存及び振興を図るため、国の出資に基づく国立劇場を設立し、伝統芸能の公開、伝承者の養成、調査研究、貸劇場等の業務を行なわせることを規定したもので、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十一年度予算に建設工事費等約十四億八千七百万円及び運営費補助金一億一千三百万円が計上済みである。

国立劇場法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月十九日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

国立劇場法案

国立劇場法

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 役員及び職員(第七条—第十六条)

第三章 評議員会(第十七条—第十八条)

第四章 業務(第十九条—第二十一条)

第五章 財務及び会計(第二十二条—第三十二条)

第六章 監督(第三十三条—第三十四条)

第七章 雑則(第三十五条—第三十七条)

第八章 罰則(第三十八条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 国立劇場は、○主としてわが国古来の伝統的な芸能(第十九条第一項において「伝統芸能」とい

る。)の公開、伝承者の養成、調査研究等を行ない、その保存及び振興を図り、もつて文化の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 国立劇場は、法人とする。

(事務所)

第三条 国立劇場は、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第四条 政府は、別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産を出資するものとする。

2 前項の規定による政府の出資があつたときは、同項の財産の価格の合計額に相当する金額をもつて国立劇場の資本金とする。

3 政府は、必要があると認めるときは、国立劇場に追加して出資することができる。

4 国立劇場は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5 政府は、第三項の規定により国立劇場に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

6 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

7 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 国立劇場は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、国立劇場について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 国立劇場に、役員として、会長一人、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第八条 会長は、国立劇場を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、国立劇場を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して国立劇場の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐して国立劇場の業務を掌理し、会長及び理事長とともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、国立劇場の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第九条 役員は、文部大臣が任命する。

(役員の任期)

第十条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十一条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十二条 文部大臣は、役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するときは、その役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員の兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十四条 国立劇場と会長又は理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が国立劇場を代表する。

(職員の任命)

第十五条 国立劇場の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十六条 国立劇場の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十七条 国立劇場に、評議員会を置く。

2 評議員会は、二十人以内の評議員で組織する。

3 評議員会は、会長の諮問に応じ、国立劇場の業務の運営に関する重要事項を審議する。

(評議員)

第十八条 評議員は、国立劇場の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十条及び第十二条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第十九条 国立劇場は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 劇場施設(伝統芸能の公開のための施設をいう。)を設置し、伝統芸能の公開を行なうこと。

二 その設置する施設において伝統芸能の伝承者を養成すること。

三 伝統芸能に関して調査研究を行ない、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。

四 第一号の劇場施設を伝統芸能の保存又は振興を目的とする事業の利用に供すること。

五 前各号の業務に附帯する業務

2 国立劇場は、前項の業務を行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、前項第一号の劇場施設を一般の利用に供することができる。

(業務方法書)

第二十条 国立劇場は、業務の開始の際、業務方

法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

(専門委員)

第二十一条 国立劇場は、第十九条第一項の業務に関する専門の事項について調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二条 国立劇場の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十三条 国立劇場は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な變更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十四条 国立劇場は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十五条 国立劇場は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 国立劇場は、前項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。

ればならない。

(利益及び損失の処理)

第二十六条 国立劇場は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 国立劇場は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第二十七条 国立劇場は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(償還計画)

第二十八条 国立劇場は、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第二十九条 国立劇場は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十条 国立劇場は、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十一条 国立劇場は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十二条 この法律に規定するもののほか、国立劇場の財務及び会計に必要事項は、文部省令で定める。

第六章 監督

第三十三条 国立劇場は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国立劇場に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 文部大臣は、国立劇場の健全な運営が図られるよう配慮しなければならない。

(報告及び検査)

第三十四条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国立劇場に対し

てその業務に關し報告をさせ、又はその職員に国立劇場の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)

第三十五条 国立劇場の解散については、別に法律で定める。

(文化財保護委員会の権限)

第三十六条 この法律に規定する文部大臣の権限のうち政令で定めるものは、文化財保護委員会に行なわせるものとする。

(大蔵大臣との協議)

第三十七条 文部大臣及び文化財保護委員会は、この法律に基づき次の権限を行なう場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。この場合において、文化財保護委員会がその権限を行なうときは、文部大臣を通じてその協議をするものとする。

一 第二十条第一項、第二十三条、第二十七条第一項若しくは第二項ただし書、第二十八条又は第三十条の規定による認可

二 第二十五条第一項又は第三十一条の規定による承認

三 第二十条第二項、第三十条又は第三十二条の文部省令の制定

四 第二十九條第一号の規定による指定

第八章 罰則

(罰則)

第三十八條 第三十四條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした国立劇場の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした国立劇場の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十九條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十三條第二項に規定する命令に違反したとき。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(国立劇場の設立)

第二條 文部大臣は、国立劇場の会長、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、理事長、理事又は監事となるべき者は、国立劇場の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ

れ会長、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三條 文部大臣は、設立委員を命じて、国立劇場の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、国立劇場の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 国立劇場は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六條 国立劇場の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和四十二年三月三十一日に終わるものとする。

第七條 国立劇場の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十三條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「国立劇場の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第八條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「オリンピック記念青少年総合センター」の下に、「国立劇場」を、「オリンピック記念青少年総合センター法」の下に、「国立劇場法」を加え、同条第二十八号ノ二の次の一号を加える。

二十八ノ三 国立劇場が国立劇場法第十九條

第一項第一号乃至第四号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第九條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二ノ二中「又ハオリンピック記念青少年総合センター」を、「オリンピック記念青少年総合センター又ハ国立劇場」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「オリンピック記念青少年総合センター」の下に、「国立劇場」を加える。

第七十三條の四第一項第十一号中「及び国立教育会館」を、「国立教育会館及び国立劇場」に改める。

第三百四十八條第二項第十八号中「及び国立教育会館」を、「国立教育会館及び国立劇場」に改める。

(入場税法の一部改正)

第十一條 入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第九條中「文化財のみを公開する場所」の下に、「国立劇場が国立劇場法(昭和四十一年法律第 号)第一条に規定する伝統芸能のみを公開する場所」を加える。

(所得税法の一部改正)
第十二條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)

の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表国立競技場の項の次に次のように加える。

国立劇場 第 号	国立劇場法(昭和四十一年法律 号)
-------------	-------------------

(法人税法の一部改正)

第十三條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表国立競技場の項の次に次のように加える。

国立劇場 第 号	国立劇場法(昭和四十一年法律 号)
-------------	-------------------

別表

一 土地

東京都千代田区準町十三番の一 所在

宅地 三万四千七・八三平方メートル

二 建物

東京都千代田区準町十三番の一 所在

鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下二階付き三階建 一むね

総床面積 二万六千九百八十八・七七平方メートル

方メートル

「二木謙吾君登壇、拍手」

○二木謙吾君 ただいま議題となりました国立劇場法案について、文教委員会における審査の経過とその結果を御報告申し上げます。

本法案は、主として、歌舞伎、文楽等、わが国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、及びその調査研究等を行ない、その保存及び振興をはかり、もって文化の向上に寄与することを目的と

昭和四十一年六月二十二日 参議院會議録第三十三号

昭和三十一年度一般會計歳入歳出決算、昭和三十一年度特別會計歳入歳出決算、昭和三十一年度政府関係機関決算書外三件

九三二

して、特殊法人国立劇場を設立し、その資本金、組織、業務、財務、会計、監督等に関し、所要の規定を設けようとするものであります。

なお、衆議院において、本法案の目的及び業務に関する規定について修正が行なわれましたことを申し添えます。

文教委員会におきましては、俳優喜劇俳優君ほか四名の参考人から意見を聴取するとともに、国立劇場設立準備協議会の答申が変更されたいきさつ、現代芸能に対する考え方、国立劇場において公演される伝統芸能の範囲とそのあり方、伝統芸能の伝承者の養成、伝統芸能の新しい支持層の拡大、国立劇場の自主公演の入場料、劇場貸与の料金、本法案に対する衆議院の修正点、等の諸問題について、熱心に質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、小林委員及び北島委員から、現代芸能の振興、その他、今後の劇場運営の問題について、各般の要望を付して、賛成の意見が述べられ、次いで採決の結果、本法案は全会一致をもって衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第二、昭和三十一年度一般會計歳入歳出決算、昭和三十一年度特別會計歳入歳出決算、昭和三十一年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和三十一年度政府関係機関決算書、

日程第三、昭和三十一年度物品増減及び現在額総計算書、

日程第四、昭和三十一年度国有財産増減及び現在額総計算書、

日程第五、昭和三十一年度国有財産無償貸付状況総計算書、

以上四件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。決算委員長鶴岡哲夫君。

審査報告書

昭和三十一年度一般會計歳入歳出決算、昭和三十一年度特別會計歳入歳出決算、昭和三十一年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和三十一年度政府関係機関決算書

一 本件の内容

本件は、日本国憲法第九十条及び財政法第四十条その他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、

一般會計歳入歳出決算

歳入決算額 三、三三三、二一四百万円余
歳出決算額 三、〇四四、二九一百万円余

〔うち會計検査院の検査未確認額三三、七六〇百万円余〕

特別會計歳入歳出決算

歳入決算額 五、三八三、三〇三百万円余
歳出決算額 四、七八五、八六八百万円余

〔うち會計検査院の検査未確認額一〇〇百万円余〕

国稅収納金整理資金受払計算書

受入取納済額 二、五六一、九四三百万円余
〔うち會計検査院の検査未完了額三百百万円余〕

支払

支払命令済額 五、三二〇百万円余
歳入組入額 二、五〇二、四八〇百万円余

政府関係機関決算書

収入決算額 二、六七二、〇〇四百万円余
支出決算額 二、四七二、一一七百万円余

である。

二 本件審査の結果

(一) 本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討を要するものがなかったかどうかという観点にたつて、慎重に審査を行なつてきたのであるが、その審査の過程において明らかにされた事実及び會計検査院の指摘事項等にかんがみ、内閣に対し、次のような警告を発するの必要を認めた。

(1) 行政管理の乱れるのは当該責任ある公務員の綱紀弛緩に基因するところが多い。政府は綱紀の肅正に一段と留意し、ことに高級公務員においては自から範をたれ、かつ

職責遂行の過程においていやくも行過ぎと思われる行為などなきよう行政の姿勢を正すべきである。

また、いわゆる外郭団体等との関係においては、いやくも国民の疑惑を受けることのないよう、一層厳正を期すべきである。

(2) 防衛庁の経理において、多額の繰越額が発生していることは、特殊な事情があるとはいへ遺憾である。ことに航空機騒音対策費については、実際の必要の度合とは逆の結果になつてゐる。政府は、予算措置の適正化に一層努力すべきはもとよりであるが、一たん確定した予算の執行については、格段の努力をいたすべきである。

(3) 基地問題ことに基地周辺における民政安定に関する諸施策について、政府は、これを一段と強化するとともに、米駐留軍接収施設に基づく損害の補償及び同施設の解除返還については、積極的にその解決に努力すべきである。

(4) 法令の適用誤り等に基づく租税の徴収不足事項は、毎年度多数多額にのぼつてゐるが昭和三十一年度においても九百件を超えており改善の跡が見られない。一方において問題となつた森脇将光の数十億円にのぼる巨額の脱税は、数年間にわたり計画的に行なわれたものであるのに検査当局の取調べによつて初めて発見されたことは、税務当局に対する国民の不信を招き納税意欲に影響するところが少なくない。今後このような事態の発生を防止するためすみやかに

根本的な対策を講ずべきである。

(5) 国有財産管理処分の適正化については既往においてもしばしば注意を喚起し警告を発するところがあったが、不当な事例はその後とも跡をたない状態である。国民全体のものとして取扱われるべき国有財産が一部の者の利益のために管理処分されているとの疑惑を国民に与えることは、ひいて政治全般に対する国民の不信感を助長するものであり、その結果はきわめて重大である。単に個々の事件に対する善後策を講ずるにとどまらず、この種事件発生の根本原因を検討し禍根を除くために行政秩序の肅正に努力すべきである。なお、公務員宿舎の貸与、管理については、国家公務員宿舎法の精神に従い、一層適正を期すべきである。

(6) いわゆる血液問題について、厚生省では献血推進対策を実施してきたが、昨今では売血に対する規制もあつて、血液不足をきたしている。しかも生活のため血を売る人は跡をたらず、血清肝炎の発生もまた少なくない。

よつて当局は早急に献血受入体制の強化に努め、意欲的に献血ができるようその運営面も改善して献血量の増加をはかるとともに、実効ある救済施策をとり、もつて不良売血の絶滅を期すべきである。

(7) 近年サリドマイド禍、アンブル薬禍、農薬禍等医薬品の副作用による人体への事故が続発している。

これらは化学製剤としての品質、薬効の高度化や大衆化等に基づくものであらう

が、それだけに当局ではこの種製剤の製造許可に際してはもちろん、市販後における品質管理についても、厳重に科学的な検査や監視を助行するとともに、これらが誤用されることのないよう予防的措置をも徹底せしめ、使用者における安全性の確保について万全を期すべきである。

(8) 消費者米価の値上げに伴う販売業者の差益の解消については、昭和三十七年度決算については是正改善の処置を要求された事項でもあつて、その後農林省において、販売業者の手持量の圧縮、差益の一部の国庫納付等改善への努力を払つた跡は認められるが、更にこの問題の解決のため、一段の努力をつくすべきである。

(9) 農地の転用許可に關し、許可後において転用目的に反した使用が見受けられることは遺憾である。農林省は、許可後の監督を一層厳重にするともに、転用許可に際しては、事前の検討に一段と慎重を期し、もつてかかる事態の発生防止に努力すべきである。

(10) 農林漁業金融公庫において、最近政府出資金の原資構成上の比率が減少傾向にあることは遺憾である。政府は、同公庫に対する出資金を一段と増額し、もつて農林漁業金融の一層円滑な融通の推進をはかるべきである。

(11) 昭和四十年十月に発生したマリアナ水域における漁船の集団遭難にかんがみ、政府は気象庁の自力観測体制の整備、充実に必要な予算措置をはかり、近年果増の

傾向にある漁船海難事故防止のための諸措置を強化すべきである。

(12) 郵政省内部における職員の不正行為は、当局の防止努力にもかかわらずその跡をたない。犯行の長期化にもかえりみ、防犯監察と業務面におけるけん制策を更に拡充強化し、これが実効ある運営をはかつてその絶滅を期すべきである。

(13) 災害復旧については、再災害の防止の見地より復旧に要する期間の短縮につとめるとともに、できるだけ改良復旧を行ない、また関連事業も充実する等の措置をますます強化すべきである。

(14) 公営住宅の建設費国庫補助金の補助単価は実状にあわず、地方公共団体の超過負担が著しい。単価は正につき善処すべきである。また、地価対策は日本の政治で一番おかれているので政府は緊急に抜本的対策を樹立すべきである。

(15) 河川敷地の占用許可については、国有財産に關する小委員会の調査にかんがみ、建設省としては、河川審議会に諮り昨年十一月十日、その答申も得たところであるが、河川機能の維持保全につとめることはもちろん、その占用許可に際し、いやくも公衆の利用に門戸をとざし、利権化することのないよう、有効適正な措置をすみやかにとるべきである。

(16) 公有水面の埋立免許については、当初の埋立土地利用計画どおりの利用目的からそれて、不当利得が発生するなど、利権化傾向が随所に見られる。建設、農林、運輸各省

は、十分な連繫調整につとめ、公有水面が国民のものであるとの趣旨にそむくような埋立免許とならないようにすべきである。

(一) 前記決算については右の警告を与えることとしたほか、異議がない。

右の通り多数をもつて議決した。よつて報告する。

昭和四十一年六月八日
決算委員長 鶴岡 哲夫
参議院議長 重宗 雄三殿

昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算
昭和三十八年度特別会計歳入歳出決算
昭和三十八年度国税収納金整理資金受払計算書

昭和三十八年度政府関係機関決算書

右
国会に提出する。

昭和三十九年十二月二十五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

審査報告書

昭和三十八年度物品増減及び現在額総計算書
右多数をもつて異議がないと議決した。よつて報告する。

昭和四十一年六月八日

決算委員長 鶴岡 哲夫
参議院議長 重宗 雄三殿

昭和三十八年度物品増減及び現在額総計算書

右

昭和四十一年六月二十二日 参議院會議録第三十三号

昭和三十八年度一般會計歳入歳出決算、昭和三十八年度特別會計歳入歳出決算、昭和三十八年度国稅收納金整理資
金受託計算書、昭和三十八年度政府関係機関決算書外三件

九三四

国会に提出する。

昭和三十八年十二月二十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

審査報告書

昭和三十八年度国有財産増減及び現在額總計算書

昭和三十八年度国有財産無償貸付状況總計算書

右多数をもつて異議がないと議決した。よつて報告する。

昭和四十一年六月八日

決算委員長 鶴岡 哲夫
参議院議長 重宗 雄三殿

昭和三十八年度国有財産増減及び現在額總計算書

昭和三十八年度国有財産無償貸付状況總計算書

右

国会に提出する。

昭和三十九年一月二十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

〔鶴岡哲夫君登壇、拍手〕

○鶴岡哲夫君 ます、ただいま議題となりました昭和三十八年度決算関係四件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

昭和三十八年度決算関係四件は、昭和三十九年十二月二十五日国会に提出され、昭和四十一年三月

三日当委員会に付託されました。

当委員会は、本件決算の審査にあたりましては、会計検査院の検査報告中心の審査ということではなく、国会としての立場から、国民の道義的な声の反映としての批判を通して、国会が議決した予算及び関係法律が、適正かつ効率的に執行されたかどうかという点を主眼といたし、さらに必要ならば、政策の批判にまで及ぼすという心がまえで審査を行なつた次第であります。かくて委員会二十七回、小委員会十四回を開いて、慎重に審査を重ねたのであります。その詳細は會議録によつて御承知を願います。

当委員会は、本件審査の過程で明らかになつた事実及び会計検査院の指摘した事項等にかんがみ、内閣に対して警告を発し、財政処理の改善を促す必要があると認めました。その内容は次のとおりであります。

一、行政管理の乱れるのは、当該責任ある公務員の綱紀弛緩に基因するところが多い。政府は綱紀の肅正に一段と留意し、ことに、高級公務員においては、みずから範をたれ、かつ、職責遂行の過程においていやくも行き過ぎと思われる行為などなきよう、行政の姿勢を正すべきである。また、いわゆる外郭団体等との関係においては、いやくも国民の疑惑を受けることのないよう、一そう厳正を期すべきである。

二、防衛庁の経理において多額の繰り越し額が発生していることは、特殊な事情があるとはいへ遺憾である。ことに、航空機騒音対策費については、実際の必要の度合いとは逆の結果になっている。政府は、予算措置の適正化に一そう努力すべきはもとよりであるが、一たん確定した予算の執行については格段の努力をいたすべきである。

三、基地問題、ことに基地周辺における民生安

定に関する諸施策について、政府は、これを一段と強化するとともに、米駐留軍接収施設に基づく損害の補償及び同施設の解除返還については、積極的にその解決に努力すべきである。

四、法令の適用誤り等に基づく租税の徴収不足事項は、毎年度多数多額にのぼっているが、昭和三十八年度においても九百件をこえており、改善のあとが見られない。一方において、問題となつた森脇昭光の数十億円にのぼる巨額の脱税は、数年間にわたる計画的に行なわれたものであるのに、検査当局の取り調べによつて初めて発見されたことは、税務当局に対する国民の不信を招き、納税意欲に影響するところが少なくない。今後このような事態の発生を防止するため、すみやかに根本的な対策を実行すべきである。

五、国有財産管理処分の適正化については、既往においてもしばしば注意を喚起し、警告を発するところがあったが、不当な事例はその後もとを断たない状態である。国民全体のものとして取り扱われるべき国有財産が、一部の者の利益のために管理処分されているとの疑惑を国民に与えることは、ひいては政治全般に対する国民の不信感を助長するものであり、その結果はきわめて重大である。単に個々の事件に対する善後策を講ずるにとどまらず、この種事件発生の原因を検討し、禍根を除くために、行政秩序の肅正に努力すべきである。なお、公務員宿舍の貸与、管理については、国家公務員宿舍法の精神に従い、一そう適正を期すべきである。

六、いわゆる血液問題について、厚生省では献血推進対策を実施してきたが、昨今では売血に対する規制もあつて血液不足を来たしている。しかも、生活のため血を売る人々はあると断たず、血清肝炎の発生もまた少なくない。よつて、当局は、すみやかに献血受け入れ体制の強化につとめ、意欲的に献血ができるよう、その運営面も改善して献血量の増加をはかるとともに、実効ある

救済施策をとり、もつて不良売血の絶滅を期すべきである。

七、近年、サリドマイド禍、アンブル薬禍、農薬禍等、薬品の副作用による人体への事故が続発している。これらは化学製剤としての品質、薬効の高度化や大衆化等に基づくものであるが、それだけに、当局では、この種製剤の製造許可に際しては、厳重に科学的な検査や監視を励行することにも、これらが誤用されることのないよう、予防的措置をも徹底せしめ、使用者における安全性の確保について万全を期すべきである。

八、消費者米価の値上げに伴う販売業者の差益の解消については、農林省においても、販売業者の手持ち量の圧縮、差益の一部の国庫納付等、改善への努力を払つたことは認められるが、さらにこの問題の解決のため、一段の努力を尽くすべきである。

九、農地の転用許可に關し、許可後において転用目的に反した使用が見受けられることは遺憾である。農林省は、許可後の監督を一そう厳重にするとともに、転用許可に際しては、事前の検討に一段と慎重を期し、もつてかかる事態の発生防止に努力すべきである。

十、農林漁業金融公庫において、最近、政府出資金の原資構成上の比率が減少傾向にあることは遺憾である。政府は、同公庫に対する出資金を一段と増額し、もつて農林漁業金融の一そう円滑な融通の推進をはかるべきである。

十一、昭和四十一年十月に発生したマリアナ水域における漁船の集団遭難にかんがみ、政府は、気象庁の自力観測体制の整備充実のために必要な予算措置をはかり、近年累増の傾向にある漁船海難事故防止のための諸措置を強化すべきである。

十二、郵政省内における職員の不正行為は、当局の防止努力にもかかわらず、そのあとを断たない。犯行の長期化にも顧み、防犯監察と業務面に

おける率制策をさらに拡充強化し、これが実効ある運営をはかつて、その絶滅を期すべきである。

十三、災害復旧については、再災害の防止の見地より、復旧に要する期間の短縮につとめることも、できるだけ改良復旧を行ない、また、関連事業も充実する等の措置をますます強化すべきである。

十四、公営住宅の建設費国庫補助金の補助単価は実情に合致し、地方公共団体の超過負担が著しい。単価は正につき善処すべきである。また、地価対策は日本の政治で一番おくられているので、政府は緊急に抜本的対策を樹立すべきである。

十五、河川敷地の占用許可については、建設省は、河川機能の維持保全につとめることはもちろん、その占用許可に際し、いやくも公衆の利用に門戸を開き、利権化することのないよう、有効適正な措置をすみやかにとるべきである。

十六、公有水面の埋め立て免許については、当初の埋め立て地利用計画の利用目的からそれて、不当利得が発生するなど、利権化傾向が随所に見られる。建設、農林、運輸各省は、十分な連携調整につとめ、公有水面が国民のものであるとの趣旨にそむくような埋め立て免許とならないようにすべきである。

以上であります。

委員会は六月八日質疑を終了し、討論に入りました。討論において、各党代表者から、政府の財政運営の欠陥をついた活発な議論が開陳されました。

かくて討論を終わり、採決の結果、本件決算四件は、多数をもって審査報告書のとおり異議がないと議決されました。

次に、昭和三十八年度物品増減及び現在額総計算書、昭和三十八年度国有財産増減及び現在額総計算書、昭和三十八年度国有財産無償貸付状況総計算書について申し上げますと、この三件につきましても、採決の結果、多数をもって異議がないと議決いたしました次第であります。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

四件全部を問題に供します。四件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって四件は、委員長の報告のとおり決せられました。本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十分散会

出席者は左のとおり。

議員

副議長 河野 謙三君

鬼木 勝利君	原田 立君
林 塩君	山高しげり君
黒柳 明君	矢追 秀彦君
片山 武夫君	中沢伊登子君
石本 茂君	中尾 辰義君
浅井 亨君	高山 恒雄君
森田 タマ君	植木 光教君
田代富士男君	北條 尚八君
中上川アキ君	沢田 一精君
二木 謙吾君	野知 浩之君
中村 正雄君	前田佳都男君
渋谷 邦彦君	重政 庸徳君
山内 一郎君	山本茂一郎君
園田 清充君	中津井 真君
林田修紀夫君	宮崎 正雄君
船田 謙君	藤田 正明君
平泉 涉君	八田 一朗君
土屋 義彦君	木村 隆男君
高橋文五郎君	内田 芳郎君

大森 久司君	丸茂 重貞君
源田 実君	熊谷太三郎君
小林 篤一君	山崎 育君
川野 三曉君	温水 三郎君
日高 広為君	石井 桂君
豊田 雅孝君	稲浦 鹿蔵君
大竹平八郎君	柴田 栄君
鈴木 万平君	鹿島 俊雄君
鍋島 直昭君	横山 フク君
大谷 賢雄君	青柳 秀夫君
佐藤 芳男君	平島 敏夫君
剣木 亨弘君	田中 茂穂君
近藤 鶴代君	井野 碩哉君
石原幹市郎君	笹森 順造君
林屋亀次郎君	杉原 荒太君
中野 文門君	竹中 恒夫君
後藤 義隆君	堀本 宜実君
山本 利壽君	玉置 和郎君
内藤三郎君	任田 新治君
西村 尚治君	中村喜四郎君
長谷川 仁君	岡本 悟君
奥村 悦造君	楠 正俊君
黒木 利克君	近藤英一郎君
栗原 祐幸君	久保 勘一君
岸田 幸雄君	徳永 正利君
谷村 貞治君	村上 春蔵君
山本 杉君	米田 正文君
大谷藤之助君	天坊 裕彦君
西田 信一君	松野 孝一君
森部 隆輔君	斎藤 昇君
塩見 俊二君	新谷寅三郎君
松平 勇雄君	山下 春江君
青木 一男君	小沢久太郎君
小林 武治君	小山邦太郎君
吉武 恵市君	廣瀬 久忠君
達田 龍彦君	戸田 菊雄君
竹田 現昭君	小林 章君
木村美智男君	村田 秀三君

小野 明君	田村 賢作君
高橋雄之助君	矢山 有作君
野々山一三君	瀬谷 英行君
谷口 慶吉君	櫻井 志郎君
北畠 教真君	金丸 富夫君
杉山善太郎君	大森 創造君
鶴岡 哲夫君	青田源太郎君
赤岡 文三君	井川 伊平君
江藤 智君	北村 暢君
鈴木 強君	藤田藤太郎君
阿部 竹松君	森 八三一君
三木與吉郎君	西郷吉之助君
木内 四郎君	秋山 長造君
永岡 光治君	柳岡 秋夫君
紅露 みつ君	上原 正吉君
増原 恵吉君	中山 福蔵君
小柳 牧衛君	田中 一君
佐多 忠隆君	藤田 進君
大和 与一君	岩間 正男君
須藤 五郎君	野坂 参三君
森 勝治君	鈴木 力君
中村 波男君	川村 清一君
大橋 和孝君	田中寿美子君
稲葉 誠一君	吉田忠三郎君
小林 武君	松本 賢一君
佐野 芳雄君	中村 順造君
野上 元君	武内 五郎君
森中 守義君	柴谷 要君
松永 忠二君	小柳 勇君
占部 秀男君	森 元治郎君
鈴木 壽君	光村 甚助君
伊藤 顕道君	中村 英男君
大矢 正君	亀田 得治君
加瀬 完君	大倉 精一君
近藤 信一君	成瀬 幡治君
小酒井義男君	木村福八郎君
椿 繁夫君	横川 正市君
久保 等君	羽生 三七君

昭和四十一年六月二十二日 参議院會議録第三十三号

國務大臣

大藏大臣 福田 赳夫君

政府委員

文部政務次官 中野 文門君

〔参照〕

六月十七日、六月十八日及び六月二十日は、會議を開くに至らなかつたが、参照のため左に議事日程を掲載する。

○議事日程 第三十六号

昭和四十一年六月十七日

午前十時開議

第一 国立劇場法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十八年度政府関係機関決算書

第三 昭和三十八年度政府関係機関決算書

第四 昭和三十八年度国有財産増減及び現在額總計算書

第五 昭和三十八年度国有財産無償貸付状況總計算書

○議事日程 第三十七号

昭和四十一年六月十八日

午前十時開議

第一 国立劇場法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十八年度政府関係機関決算書

第三 昭和三十八年度政府関係機関決算書

第四 昭和三十八年度国有財産増減及び現在額總計算書

第五 昭和三十八年度国有財産無償貸付状況總計算書

○議事日程 第三十八号

昭和四十一年六月二十日

午前十時開議

第一 国立劇場法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十八年度政府関係機関決算書

第三 昭和三十八年度政府関係機関決算書

第四 昭和三十八年度国有財産増減及び現在額總計算書

第五 昭和三十八年度国有財産無償貸付状況總計算書

計算書

○議事日程 第三十八号

昭和四十一年六月二十日

午前十時開議

第一 国立劇場法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十八年度政府関係機関決算書

第三 昭和三十八年度政府関係機関決算書

第四 昭和三十八年度国有財産増減及び現在額總計算書

第五 昭和三十八年度国有財産無償貸付状況總計算書

○議事日程 第三十九号

昭和四十一年六月二十一日

午前十時開議

第一 国立劇場法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十八年度政府関係機関決算書

第三 昭和三十八年度政府関係機関決算書

第四 昭和三十八年度国有財産増減及び現在額總計算書

第五 昭和三十八年度国有財産無償貸付状況總計算書

第三十一号中正誤

第三段 行 誤

八五 二五 言行一致 正

言行不一致

定価 一部 二十五円
ただし良紙は三十円
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(六)